

答申第 974 号
令和 3 年 11 月 5 日

神戸市教育長 長 田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 中

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 27 日
付け神教委経第 2984 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申
します。

中学校給食事業における校務支援システムの児童生徒情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 中学校に進学しようとする小学校 6 年生の中学校給食の利用登録にあたって、中学校給食予約管理システムに、教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課が保有する校務支援システム内の進学予定中学校名、氏名、生年月日等の情報を取り込み、迅速かつ的確に利用登録を行うことは、保護者や児童の負担軽減に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

中学校給食事業における校務支援システムの児童生徒情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 974

【中学校給食事業のために提供または利用する情報項目】

児童情報

- ・進学予定中学校
- ・学校名
- ・学年
- ・組
- ・出席番号
- ・漢字氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・個人番号

生徒情報

- ・学校名
- ・学年
- ・組
- ・出席番号
- ・漢字氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・個人番号